

第7次青梅市総合長期計画概要版

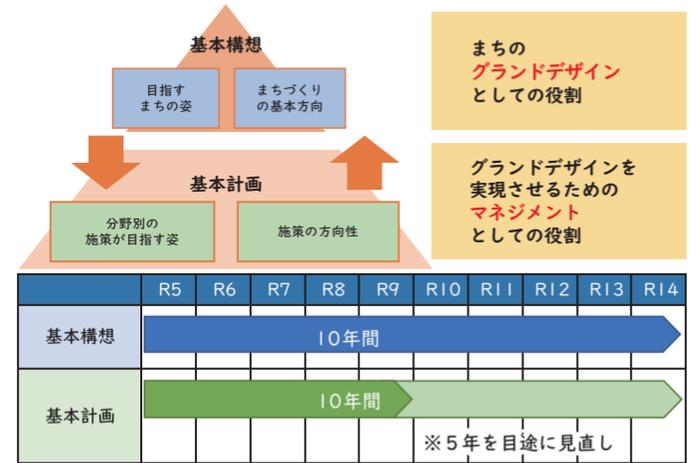
令和5年度～令和14年度（2023～2032）

第7次青梅市総合長期計画を策定しました

青梅市総合長期計画は、**市の最上位計画**であり、基本構想、基本計画で構成されています。

令和5（2023）年度を初年度とする「第7次青梅市総合長期計画」（以下「本計画」といいます。）は、こうした社会情勢、経済動向、地域の実情およびSDGs（持続可能な開発目標）の視点を十分に踏まえ、市政運営の継続と改革の調和のもと、持続可能な地域を実現するための総合的な計画として策定しました。

本計画は、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための「**総合指針**」となるものです。また、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めるための「**共通目標**」となるものです。更に、本市のまちづくりの方向性を内外に示す「**プロモーション**」としての役割も果たします。



第7次青梅市総合長期計画の策定に当たって

このたび、10年後の青梅市の姿をお示しし、その実現に向けた取組を着実に進めていくための「第7次青梅市総合長期計画」がまとまり、令和4年12月の市議会で議決をいただきました。

この計画の策定に当たりましては、1年以上にわたる全11回の青梅市総合長期計画審議会によるご協議をはじめ、市民アンケート、ワークショップ、パブリック・コメントの実施、さらには、小学生・中学生とのオンラインミーティングの開催等、多くの市民からご意見をいただきました。

こうしたご意見を参考とし、「守り、受け継ぐべきもの」と「変えていくべきもの」との調和を図り、地域資源を活用した、持続可能なまちづくりを推進していくとともに、市政運営を自律的かつ継続的に、経営的観点を持って推進するための「総合指針」、また、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めるための「共通目標」となる計画として策定いたしました。

東京にありつつ、御岳山や高水三山など美しい山と渓谷を有しながら、住宅が立ち並ぶ市街地があることは、本市の唯一無二の特徴であります。

このような特徴を持つ本市を永く住む場所として、また、事業を営む場所として選ばれ続けるようなまちづくりに向け、基本理念の「あそぼうよ！青梅」の姿勢のもと、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」、まちの将来像である「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす 青梅」の実現のために、強い決意を持って、市民の皆様と取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見やご提言をいただきました審議会委員の皆様、ならびに市民、市議会議員、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。



青梅市長
浜中 啓一

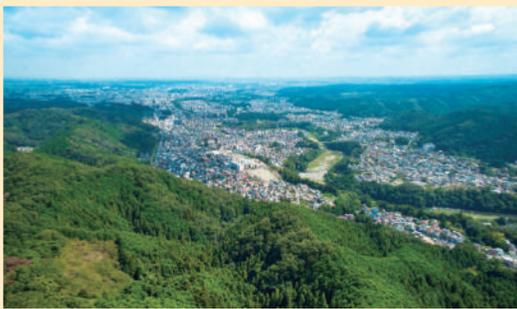
まちの将来像

「美しい山と渓谷に抱かれ、 東京に暮らす 青梅」

東京にありつつ、美しい山と渓谷を有しながら、住宅が立ち並ぶ市街地があることは、本市の唯一無二の特徴であり、持ち味でもあります。

市民アンケートの結果からも、現在および10年後に望む本市のイメージとして、「美しい山や渓谷を有する自然豊かなまち」を多くの方が選んでいます。

このような特徴を持つ本市を住む場所として、また事業を営む場所として選ばれ続けるようなまちづくりに取り組んでいきます。



基本理念

青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、次の3つの基本理念を掲げ、本計画を推進していきます。

※「あそぼうよ！青梅」とは、青梅という魅力に満ち溢れた場所で暮らす人たちが、青梅に愛着を持ちながら、あそびを通じて地域とふれあうことで、そこから地域の課題に関心を抱き、まちづくりに加わっていただく流れを創り出していくという姿勢と、青梅を訪れる方々が、自然豊かな青梅であそぶことによって、青梅の魅力を感じ、青梅ファンとなり、青梅とのかかわりを持ち続けていただきたいという姿勢を表しています。

豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち

御岳山に代表される美しい山並みや多摩川などの清流を身近に感じつつ、快適に暮らせるまちを目指します。

多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち

全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できるまちを目指します。

歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

郷土に対する愛着と誇りを持ち、ともに未来を創り育む力を培い、人も産業も成長できるまちを目指します。



共通する視点

10年後の本市のあるべき姿を見据えつつ、時代潮流や環境変化に対応し、積極的に取り組むべき視点であり、全ての施策の分野において、この視点を踏まえた取組を推進するために設定するものです。

①
デジタル化

②
脱炭素

③
多様性

基本理念

青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、「あそぼうよ!青梅」の姿勢を基本に、次の3つの基本理念を掲げ、本計画を推進していきます。

1 健康・医療・福祉

10年後に目指す姿

- 誰もが、こころも体も健康に、生涯にわたりいきいきと健やかに、安心して暮らしています。
- 高齢者が、生涯現役で社会に参加し、住み慣れた地域で生きがいを持って活躍しています。
- 多様な主体が連携し、一人ひとりが抱える様々な不安や困難に、寄り添った支援が行われています。

施策の展開

1-1 生涯にわたる健康づくりの推進

1-2 安心して受診できる地域医療の充実

1-3 地域共生社会の推進

1-4 高齢者福祉の充実

1-5 障がい者福祉の充実



2 こども・若者・教育・子育て

10年後に目指す姿

- 全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。
- こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。
- 多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

施策の展開

2-1 こども・若者支援の充実

2-2 こどもが自ら未来を切り拓く学校教育の充実

2-3 地域参画による学校運営の推進

2-4 家庭・地域の教育力の向上

2-5 結婚・妊娠・出産支援の充実

2-6 子育て環境の充実



5 歴史・文化・生涯学習

10年後に目指す姿

- 積み重ねられた歴史や伝統文化の価値が認められ、大切に守られています。
- 市民が文化を愛し、文化を日常と捉えて多様な活動が行われています。
- 一人ひとりの興味・関心に応じた生涯学習、スポーツが盛んに行われ、楽しんでいます。

施策の展開

5-1 歴史・文化の継承・活用

5-2 文化活動の振興

5-3 多様な生涯学習の推進

5-4 スポーツ環境づくりの推進



6 地域経済

10年後に目指す姿

- 労働生産性が高く、付加価値を生み出す地域産業が、世界中から所得を得ています。
- 地域産業が稼いだ所得が、地域外へ流出させることなく分配され、地域内で消費・投資されています。
- 地域経済が好循環し、住民所得が向上しています。

施策の展開

6-1 基盤産業の振興と地域内企業の活性化

6-2 世界に向けた地場産業の振興

6-3 商業の活性化による地域内消費の向上

6-4 スタートアップの支援と円滑な事業承継の実現

6-5 稼げる農林業の推進

6-6 美しい山と溪谷を収益につなげる観光の推進



、東京に暮らす 青梅

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち

3 自然・環境・エネルギー

10年後に目指す姿

- 本市の強みであり、市民の誇りである美しい山や溪谷が守られ、次世代に受け継がれています。
- 本市に暮らす市民や訪れる人々が、美しい山や溪谷を大切に思い、その恩恵を受けながら、ともに暮らしています。
- 市民、事業者、行政が一丸となってゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいます。

施策の展開

- 3-1 森林の適正管理による美しい山の保全
- 3-2 水辺環境の保全・活用
- 3-3 快適な生活環境の確保
- 3-4 循環型社会の形成
- 3-5 ゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくりの推進



4 都市基盤・防災・安全

10年後に目指す姿

- 豊かで美しい自然を身近に感じつつ、ゆとりと利便性を兼ね備えたまちが整備されています。
- 大規模な災害や有事が発生しても、市民の生命と財産を守り、被害を抑えるための準備が整っています。
- 一人ひとりが自らの安全を守り、家族や近隣などお互いに見守る体制が整っています。

施策の展開

- 4-1 都市環境と自然環境が調和した土地利用
- 4-2 みどりを生かした快適な都市環境の整備
- 4-3 多様な公共交通網
- 4-4 安全で快適な道路の整備
- 4-5 整備から維持管理の時代へ移行する下水道
- 4-6 消防体制・防災対策の強化
- 4-7 防犯・交通安全対策の推進



7 コミュニティ・共創

10年後に目指す姿

- 地域の中で、様々な世代や目的を持つ人たちがつながり、協力しながら主体的に活動しています。
- 様々な交流等を通じて違いを理解し、お互いを認め合い、多様性が尊重され、誰もが活躍し、自分らしく暮らしています。
- 世界や全国各地の様々な人たちが集まり、多様な交流により理解を深め、誰もが安心して暮らしています。

施策の展開

- 7-1 様々な地域コミュニティ活動の活性化支援
- 7-2 多様な主体による協働・共創の推進
- 7-3 人権擁護の推進
- 7-4 ジェンダー平等の推進
- 7-5 平和・多文化共生社会の実現
- 7-6 国内外における交流活動の推進



8 行政経営・行政サービス

10年後に目指す姿

- 手続やサービスがデジタルで完結し、いつでもどこでも利用することができます。
- 市民の視点に立った利便性の高いサービスが提供され、身近で信頼される市政運営がなされています。
- 中長期的な視点に立った、戦略的かつ持続可能な財政運営が行われています。

施策の展開

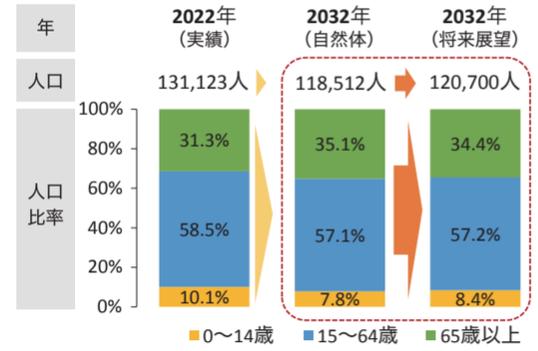
- 8-1 自治体DX・情報化の推進
- 8-2 質の高い行政サービスの提供
- 8-3 より伝わる情報発信と開かれた市政の推進
- 8-4 健全で安定的な財政運営



人口推計

将来人口推計にあたっては、住民基本台帳人口をベースとし、合計特殊出生率および移動率の推移等を勘案し、自然体（現状維持）および将来展望を推計しています。

基本構想の目標年次である令和14（2032）年において、自然体では、総人口が118,512人と推計されますが、少子化対策や移住定住促進等、本計画に掲げる各施策を展開することにより、120,700人の維持を目指します。



土地利用方針

①基本方針

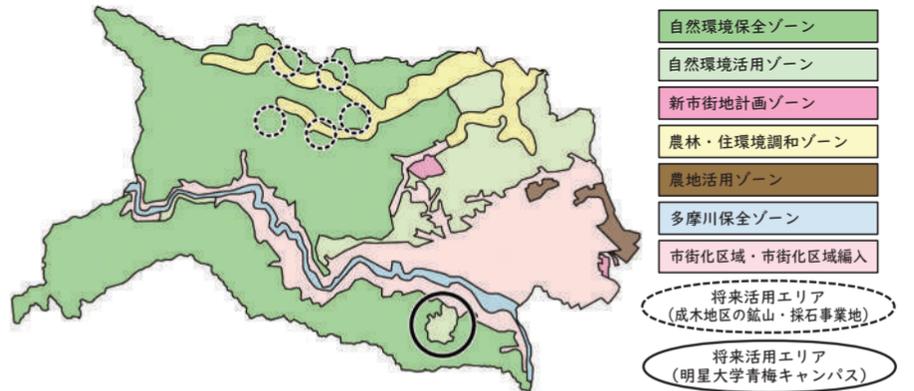
103.31平方キロメートルの広大な面積を有する本市は、北部および西部の自然豊かな山間部から東部の平坦な扇状地まで、また、多摩川、霞川、成木川などの河川を含む多種多様な形態の土地を有しています。

こうした土地の利用は、それぞれの地域特性に見合った様々な可能性を最大限に発揮し、有効に活用することで、良好な市民生活や各種活動の基盤となります。また、今後の更なる人口減少社会に対応した中長期的な視点に立ち、自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を図ります。

②土地利用の方向

恵まれた自然環境を生かしつつ、健全で秩序ある都市の発展を図るため、土地利用の方向を定めます。

基本方針の実現に向けては、「青梅市都市計画マスタープラン」で地域ごとの特性に応じた土地利用に関する具体的な施策の方針を示すとともに、市域の6割以上を占める森林については、「青梅市森林整備計画」にもとづき、公益的機能に視点を置いて整備を図ります。



再生可能エネルギー施設等の整備については、周辺環境や景観等に配慮し、持続可能な社会構築のための対応を図ります。

既設の鉱山・採石事業の拡張については、市民の理解を前提に、環境への配慮を十分に踏まえ総合的に判断します。なお、新規鉱山・採石事業は認めません。

また、自然と居住環境に影響がある土砂等の埋め立て、墓地、動物霊園関連施設、廃棄物処理施設などについては、住民が安心できる暮らしを守るため、適正な規制を図ります。

財政見通し

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、財政運営に影響のある社会動向を踏まえた、計画期間における一般会計の財政見通しです。

【令和5（2023）年から令和9（2027）年までの5年間の財政見通し】（単位：億円）

歳入		歳出	
市税	986	人件費	342
国庫支出金	531	扶助費	906
都支出金	391	公債費	152
諸収入	117	投資的経費	193
市債	106	繰出金	274
その他	609	その他	873
合計	2,740	合計	2,740

【令和10（2028）年から令和14（2032）年までの5年間の財政見通し】（単位：億円）

歳入		歳出	
市税	983	人件費	336
国庫支出金	530	扶助費	911
都支出金	380	公債費	140
諸収入	118	投資的経費	212
市債	141	繰出金	289
その他	613	その他	877
合計	2,765	合計	2,765

【貸借対照表の見通し（一般会計）】

左記の財政見通しを踏まえた10年後の一般会計における財政状態（資産・負債・純資産の残高）の見通しです。

貸借対照表は、基準日時点において、どのような資産を保有しているか、その資産がどのような財源で賄われているかを示すものです。

科目	令和14年	令和3年	増減額
資産の部合計	1,920	1,890	30
うち事業用資産	1,223	984	239
うちインフラ資産	540	713	△173
うち基金	84	111	△27
負債の部合計	328	381	△53
うち市債	276	325	△49
純資産の部合計	1,592	1,509	83
負債および純資産の部合計	1,920	1,890	30

共通する視点

10年後の本市のあるべき姿を見据えつつ、時代潮流や環境変化に対応し、積極的に取り組むべき視点であり、全ての施策の分野において、この視点を踏まえた取組を推進するために設定するものです。

①デジタル化

様々な分野において、AIやIoT、ロボットなどの先端技術の活用と徹底したBPRを行うことで業務等に革新をもたらし、今までにない市民サービスの向上や安全安心の確保、地域産業の活性化等につなげるための取組を推進します。

②脱炭素

2050年までのゼロカーボンシティ実現に向け、市民、事業者、行政の一体となった取組を通じて、様々な取組を地域全体で推進し、持続可能で、将来に希望を持つことができる社会の形成につなげるための取組を推進します。

③多様性

誰もが地域の中で生きがいや居場所を持ち、活躍することができ、また、様々な場面において、一人ひとりの個性や価値観、文化等の違いを理解し、お互いが認め合いながら暮らしていくことができる地域社会づくりに向けた取組を推進します。※生物多様性はここには含みません。

